

事務連絡
令和3年8月23日

各都道府県教育委員会担当事務主管課
各指定都市教育委員会担当事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項 御中
の認定を受けた各地方公共団体担当事務主管課
各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校
放 送 大 学 学 園

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

法務省作成ポスター、リーフレット「ヘイトスピーチ、許さない」の改訂について

日頃より人権教育の推進について御尽力いただき、誠にありがとうございます。

本年6月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号)の施行から5年を迎えたことを踏まえ、平成29年1月に作成された標記ポスター及びリーフレットが改訂されました。

については、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた教育活動に取り組んでいたため、ポスター及びリーフレットを御活用いただけますと幸いです。

また、このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあつては所轄の私立学校に対して、附属学校を置く各国立大学にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対して、周知を図るようお願いします。

なお、本ポスターについては法務省ホームページにも掲載しておりますので、併せて御活用ください。

法務省ホームページ [ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

【本件連絡先】

総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
担当：野口、熊田
TEL：03-5253-4111 (内 3276)